

「くまもと県民文化賞」表彰要項

(目的)

第1条 この要項は、「熊本県文化振興基本条例」第7条の規定に基づき、本県文化の振興に貢献する活動を行ったものに対して、その功績をたたえるとともに今後の活動を奨励し、ひいては、県内各地における文化活動の促進を図り、本県文化の振興に資することを目的として、知事が行う「くまもと県民文化賞」の表彰について必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 くまもと県民文化賞の表彰の対象となるものは、地域において、一定期間継続して、地道な文化活動や特色ある文化活動に取組み、芸術・文化の普及発展、文化的資源の保存継承、その他文化の振興等に功績があると認められる団体又は個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体又は個人を表彰することができる。

(1) 夢部門

文化活動や文化事業で、推薦の日の属する月を含む前1年間に優秀な成果をあげるなど、県の内外でその活動が認められ、特に将来において期待されると認められるもの。

(2) 特別賞

本県の文化を代表する極めて顕著な功績を収め、県民の文化活動に対して励みと希望を与えたと認められるもの。

(推薦及び決定)

第3条 前条第1項及び第2項第1号の表彰を受けるものは、市町村長、熊本県教育長又は熊本県文化協会長の推薦に基づき、熊本県文化振興審議会に諮って、知事が決定する。

二 前条第1項の表彰を受けるものは、毎年4件程度とする。

2 前条第2項第2号の表彰を受けるものは、知事が適当と認めるものを、熊本県文化振興審議会に諮って、決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状及び副賞を授与することにより行う。

2 副賞は、記念品とする。

(表彰の時期)

第5条 第3条各項の表彰は、原則として毎年熊本県芸術文化祭開催期間中に行う。

(事務局)

第6条 表彰に関する事務は、熊本県企画振興部文化企画・世界遺産推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行について必要な事項は、「くまもと県民文化賞」事務取扱要領で定める。

附 則 この要項は、平成2年11月29日から施行する。

附 則 この要項は、平成4年 4月 1日から施行する。

附 則 この要項は、平成12年7月17日から施行する。

附 則 この要項は、平成14年4月 1日から施行する。

附 則 この要項は、平成16年5月14日から施行する。

附 則 この要項は、平成19年4月16日から施行する。

附 則 この要項は、平成20年6月 5日から施行する。

附 則 この要項は、平成21年5月18日から施行する。

附 則 この要項は、平成22年5月28日から施行する。

附 則 この要項は、平成23年11月18日から施行する。

附 則 この要項は、平成27年4月 1日から施行する。

附 則 この要項は、平成27年11月19日から施行する。